# 議会運営委員会会議録(平成30年8月28日)

### 議会運営委員会

#### 議事日程

平成30年8月28日(火曜日) 午前10時00分開会

事 件 (1) 平成30年第3回栄町議会定例会の付議事件について

1. 町長提出議案等 20件

工事請負契約2件財産の処分1件財産の取得1件補正予算5件決算認定6件報告5件

- (2) 諸般の報告について
  - 1. 平成29年度栄町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金 運用状況の審査に係る意見書
  - 2. 平成29年度財政健全化及び経営健全化の審査に係る意見書
  - 3. 現金出納の検査結果報告

3件

4. 陳情

2件

5. 議員派遣報告

1件

(3)一般質問について

通告者7名

- (4) 会期、議事日程、会議録署名議員の指名について
- (5) 決算審査特別委員会の設置及び運営方法について
- (6) その他、議会運営に関すること

#### 出席委員(6名)

 委員長
 大澤義和君
 副委員長 松島一夫君

 委員
 戸田栄子君
 委員 高萩初枝君

 委員
 大野徹夫君
 委員 橋本 浩君

# 欠席委員 (なし)

# 出席を求めた者

議長 財 博君 副議長 金島秀夫君

# 説明のため出席した者

総務課長 古川正彦君

# 出席議会事務局

事務局長 野 平 薫 君 書 記 藤 江 直 樹 君

#### ◎ 開 会

○委員長(大澤義和君) ただいまより、議会運営委員会を開会します。

\_\_\_\_\_

#### ◎ 開 議

**○委員長(大澤義和君)** 本日は、平成30年第3回栄町議会定例会に伴う議会運営委員会です。

委員の皆様並びに議長、また執行部から古川総務課長のご出席をいただきまして、誠にあり がとうございます。

ここで、会議に先立ちまして、大野議長よりご挨拶をお願いします。大野議長。

○議長(大野 博君) 改めまして、おはようございます。

暑さというよりも猛暑でもって皆さん、体調崩したかたいませんか。だいぶ、そういうかたもこれから多いですので、この9月定例会、体調には十分気を付けて乗り切るようにお願いいたします。町長提出議案が20件、一般質問が7名、スムーズな議会運営をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

\_\_\_\_\_

### ◎審 議

**〇委員長(大澤義和君)** ありがとうございました。それでは、早速審議に入ります。

今定例会の招集日は、9月11日の火曜日です。

現在まで確認しております付議事件は、町長提出議案等が20件、その内訳といたしまして、 契約案件2件、財産の処分1件、財産の取得1件、補正予算5件、決算認定6件、それと、報 告5件となっています。

また、一般質問通告は7名となっております。

それでははじめに、町長提出議案等20件について、古川総務課長より説明をお願いいたします。古川総務課長。

○総務課長(古川正彦君) それでは私より、平成30年第3回栄町議会定例会への提出予定 議案等につきましてその概要をご説明申し上げます。

まず、町からの提出予定議案等でございますが、ただいま委員長からもご説明がありました とおり、工事請負契約2件、財産の譲与が1件、土地の取得が1件、補正予算が5件で、議案 としては9件となります。また、決算の認定が6件、報告が5件の合計20件でございます。

それでははじめに、議案第1号、栄町終末処理場ろ過機他更新工事(機械)請負契約について、所管課は下水道課でございます。概要でございますが、栄町終末処理場ろ過機等の機械の更新工事に係る請負契約を締結すべく、町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又

は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第2号、栄町終末処理場ろ過機他更新工事(電気)請負契約について、所管課は下水道課でございます。概要でございますが、栄町終末処理場ろ過機等の機械の更新工事と併せて行う電気設備の更新工事に係る請負契約を締結すべく、町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第3号、財産の譲与について、所管課は財政課でございます。

概要でございますが、矢口地区で進めております矢口工業団地拡張事業に伴い、当該事業区域 内に矢口区の土地があり、これを矢口区が売却するためには、一時的に栄町名義で保存登記を 行い、改めて町から譲与する必要がありました。現在、栄町名義となっている当該土地につい て、地縁法人矢口区からの譲与申請に基づき、同区に無償で譲渡するため、地方自治法第 96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第4号、財産の取得について、所管課は消防防災課でございます。 概要でございますが、消防団第2分団第1部で運用している消防ポンプ自動車の老朽化に伴い、これを更新するため、町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。なお、本議案につきましては、8月31日に入札会が執行されるため、契約者が確定した後に議案として提出をさせていただきます。

続きまして、議案第5号から第9号につきましては、平成30年度における5会計の補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するものでございます。所管課は財政課でございます。なお、誠に申し訳ございませんが、現在、補正予算案につきましては調製中でございます。本日につきましては、概要についてのご説明とさせていただきます。

はじめに、議案第5号、平成30年度栄町一般会計補正予算(第2号)の概要でございますが、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約2億1,000万円増額する予定で調整しております。

続きまして、議案第6号、平成30年度栄町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の概要でございますが、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約1億6,000万円増額する予定で調整しております。

続きまして、議案第7号、平成30年度栄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の概要でございますが、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ100万円増額する予定で調整しております。

続きまして、議案第8号、平成30年度栄町介護保険特別会計補正予算(第2号)の概要でございますが、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約1億3,000万円増額する予定で調整しております。

続きまして、議案第9号、平成30年度栄町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の概要でございますが、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約1,300万円増額する予定で調整しております。

続きまして、認定第1号から認定第6号につきましては、平成29年度各会計の歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものでございます。所管課は財政課でございます。それでは各会計別にその概要を説明させていただきます。

はじめに、認定第1号、平成29年度栄町一般会計歳入歳出決算の認定についての概要でございますが、歳入総額77億2,799万2,579円、歳出総額75億3,094万4,672円、差引き1億9,704万7,907円となっております。

続きまして、認定第2号、平成29年度栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての概要でございますが、歳入総額32億4,642万1,049円、歳出総額31億5万1,414円、差引き1億4,636万9,635円となっております。

続きまして、認定第3号、平成29年度栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての概要でございますが、歳入総額2億1,822万8,145円、歳出総額2億1,714万430円、差引き108万7,715円となっております。

続きまして、認定第4号、平成29年度栄町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての概要でございますが、歳入総額16億4,831万427円、歳出総額15億4,281万3,479円、差引き1億549万6,948円となっております。

続きまして、認定第5号、平成29年度栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 についての概要でございますが、歳入総額6億5,291万5,786円、歳出総額6億 3,947万2,393円、差し引き1,344万3,393円となっております。

続きまして、認定第6号、平成29年度栄町矢口工業団地拡張事業特別会計歳入歳出決算の認定についての概要でございますが、歳入総額7,817万4,662円、歳出総額7,403万9,683円、差引き413万4,979円となっております。

続きまして、報告第1号、専決処分の報告について、所管課は消防防災課でございます。 概要でございますが、平成30年5月8日に、栄町安食2421番1地先において発生した 公用車による損傷事故に係る和解等について、平成30年8月21日に専決処分いたしまし たので、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

続きまして、報告第2号、継続費精算報告書について、所管課は財政課でございます。概要でございますが、固定資産基礎調査委託に係る継続年度が平成29年度で終了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、その旨を議会に報告するものでございます。

続きまして、報告第3号、継続費精算報告書について、所管課は財政課でございます。概

要でございますが、処理場施設等長寿命化事業に係る継続年度が平成29年度で終了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、その旨を議会に報告するものでございます。

続きまして、報告第4号、健全化判断比率の報告について、所管課は財政課でございます。 概要でございますが、平成29年度実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び 将来負担比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、監 査委員の意見を付けて議会に報告するものでございます。

続きまして、報告第5号、資金不足比率の報告について、所管課は下水道課でございます。 概要でございますが、平成29年度公共下水道事業に係る資金不足比率について、地方公共団 体の財政の健全化に関する法律第22条の規定により、監査委員の意見を付けて議会に報告す るものでございます。

以上、提出予定議案の説明といたします。

なお、栄町安食字前新田地先に存する5499.07平方メートルの町有地を、建売住宅分譲用地として株式会社新昭和ウィザース東関東に売り払うことについて、現在契約手続きを進めております。本件土地につきましては、面積が5,000平方メートルを超えることから、町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を要するため、仮契約が締結でき次第、追加議案として提出する予定でございます。議案の提出については9月20日頃を予定しておりますので、会期中申し訳ございませんけれども、議会運営委員会の開催をお願いたしたく、あらかじめご報告申し上げます。

なお、本件につきましては、後日開催の全員協議会で説明をさせていただきます。

以上、私からの説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- ○委員長(大澤義和君) ありがとうございました。町長提出議案等の説明が終わりましたが、何か質疑等あればお願いいたします。松島委員。
- ○副委員長(松島一夫君) 補正予算書はいつ出ますか。
- ○委員長(大澤義和君) 古川総務課長。
- ○総務課長(古川正彦君) 申し訳ございません、来週の金曜日頃になろうかと思います。
- ○委員長(大澤義和君) 松島委員。
- ○副委員長(松島一夫君) 来週の金曜日とは。
- ○委員長(大澤義和君) 古川総務課長。
- ○総務課長(古川正彦君) 9月6日頃になろうかと思います。
- ○委員長(大澤義和君) 松島委員。
- ○副委員長(松島一夫君) 全員協議会までに出てこないのか。
- ○委員長(大澤義和君) 古川総務課長。
- **〇総務課長(古川正彦君)** 今、厳しいところで精査中でございますので、財政課のほうには

お伝えしますが、ちょっと全員協議会までに間に合うかどうかはここではお約束できません。 申し訳ございません。

○委員長(大澤義和君) ほかにございませんか。

[「なし」という声あり]

**〇委員長(大澤義和君)** それではその後の質疑ないようですので、町長提出議案等については以上のとおりといたします。

次に、認定第1号から認定第6号までの平成29年度各会計の決算認定につきましては、例年どおり決算審査特別委員会を設置し、審査することにしたいと思います。また、慣例により代表監査委員の出席を要求し、意見を求めることとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

○委員長(大澤義和君) ご異議ないようですので、認定第1号から認定第6号までの平成 29年度各会計の決算認定につきましては、例年どおり、決算審査特別委員会を設置して代表 監査委員から意見を求め、審査することに決定いたしました。

後ほど、決算審査特別委員会の設置及び運営方法等については、事務局長より説明をお願い します。町長提出議案等につきましては、以上のとおりといたします。

続きまして、諸般の報告について事務局長より説明願います。野平議会事務局長。

**〇事務局長(野平 薫君)** それでは諸般の報告ということでございますが、まず、代表監査委員より、平成29年度栄町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに、基金運用状況の審査に係る意見書、それから平成29年度財政健全化及び経営健全化の審査に係る意見書が送付されておりますので、その写しを配布したいと思います。

次に、これに関連しまして、本定例会において決算審査がありますが、先ほど決定したとおり、議長から出席要求を代表監査委員にしていただきまして、例年どおり初日に代表監査委員から意見を求めることとしたいと考えております。

次に、同じく監査委員から、現金出納の検査結果報告書といたしまして、6月期分から8月期分までの3件が提出されております。いずれの月においても特段の指摘がありませんでしたので、議長からその旨のご報告をお願いいたします。

次に、陳情といたしまして、「臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書」 及び「核兵器禁止条約の署名・締結を求める意見書の提出に関する要望書」 2 件が提出されま したので、その写しを配布させていただきます。

次に、議員派遣報告ですが、平成30年5月29日からの議員派遣報告につきましては、議会事務局内の告知板へ掲示してございますので、配布は省略させていただきます。

以上でございます。

**〇委員長(大澤義和君)** ただいま事務局長より説明がありました諸般の報告については、説

明のとおりといたします。

続きまして、一般質問について事務局長より説明をお願いします。野平議会事務局長。

**〇事務局長(野平 薫君)** それでは、一般質問の通告についてですが、お手元に通告書を配布させていただいておりますが、7名のかたから出ております。通告順に申し上げますと、松島議員、野田議員、新井議員、橋本議員、早川議員、戸田議員、岡本議員となっております。質問の内容につきましては、通告書のとおりでございます。

以上でございます。

- ○委員長(大澤義和君) 一般質問につきましては、事務局長の説明のとおりといたします。 続きまして、会期、議事日程、議事録署名議員の指名について、事務局長より説明をお願い いたします。野平議会事務局長。
- **〇事務局長(野平 薫君)** それでは、始めに、お手元に配布してございます会期予定をご覧いただきたいと思います。案は付けてございませんが、現時点では案ということでご理解いただきたいと思います。また、議事日程についても同様でございます。

始めに、会期といたしましては、9月11日火曜日、10時に招集されまして、翌週21日 金曜日までの11日間の日程となっております。会議の内容といたしましては、初日11日は 午前10時から、町長提出議案の提案理由の説明となります。

次に、翌々日の13日から14日、2日間で先ほど決定したとおり、決算審査特別委員会を開催していただきます。その後、議案調査のため休会に入りまして、週明けて一般質問を20日木曜日、午前10時から4名、21日金曜日、午前10時から3名行いまして、その後、議案の質疑・討論・採決、以上のような内容で組ませていただきました。

続きまして、議事日程でございますが、ただいまの会期予定に準じた日程といたしまして、 第1号から第3号までを作成しております。まず、初日11日の第1号をご覧いただきたいと 思います。日程的には、議案番号順に議題といたしまして、町長提出議案の提案理由の説明に なります。

それから、日程第17の認定第1号から日程第22の認定第6号までについては、提案理由の説明の後、総括質疑を行い、議長の発議によりまして、決算審査特別委員会を設置していただき、直ちに休憩を取って、議員控室にて委員会を開催して、委員長、副委員長の互選をお願いしたいと思います。

次に、20日の第2号につきましては一般質問の日程となりまして、先ほど申し上げましたとおり4名を、最終日21日に一般質問を3名行い、町長提出議案の質疑・討論・採決、以上のような内容で日程を組ませていただきました。

次に、会議録署名議員につきましては、10番、野田議員、11番、髙萩議員にお願いした いと思います。以上でございます。

**〇委員長(大澤義和君)** ただいま事務局長より説明がありましたが、会議録署名議員につい

ては、説明のとおりといたします。

次に、会期、議事日程についてただいまの説明のとおりにしたいと思いますが、これにご 異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

**〇委員長(大澤義和君)** ご異議がないようですので、会期、議事日程は、説明のとおりに決定いたしました。

続きまして、決算審査特別委員会の設置及び運営方法について、事務局長より説明をお願いいたします。野平議会事務局長。

○事務局長(野平 薫君) それでは、お手元の決算審査特別委員会設置及び運営方法をご覧いただきたいと思います。全体的には例年どおりの内容となっておりまして、本会議初日11日に議長の発議によって設置していただくこととなります。内容等でございますが、議長と監査委員を除く12名で構成いたします。審査日程は、13日木曜日が総務常任委員会所管事項及び教育民生常任委員会所管事項、14日金曜日が経済建設常任委員会所管事項といたします。

また、全体質疑を14日の午後1時30分から行いたいというように考えております。この日、実は日本食研の会長がこちらに来庁されるということで。失礼いたしました、13日は総務常任委員会所管事項と経済建設常任委員会所管事項です。なぜ経済建設常任委員会所管事項を先にいれるかと言いますと、13日の午後から日本食研の大沢会長が中学校で講演会を開くそうなんです。その講演会につきまして、午後2時過ぎから行うということで、中学校の生徒及び父兄をどうも動員しているということで、教育委員会の各課長職もそちらに参加するということで教育民生常任委員会を翌日の金曜日と入れ替えさせていただいております。この関係から13日木曜日は総務常任委員会所管事項と経済建設常任委員会、14日金曜日が教育民生常任委員会所管事項となりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、審査方法につきましては、これも例年どおり、質疑通告制1問1答、回数制限なし、 また通告以外の質疑を1委員3件以内といたします。会議録は全文筆記、会議は公開という形 にしたいと思います。

決算質疑の通告につきましては、この議会運営委員会終了後、事務室のボックス内に配布させていただきたいと思います。提出期限につきましては、これも例年どおり9月5日水曜日の午後1時30分という形にさせていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○委員長(大澤義和君)** ただいま事務局長より説明がありましたが、決算審査特別委員会の 設置及び運営方法は、お手元の案のとおりといたします。13日が総務常任委員会、経済建設 常任委員会、14日が教育民生常任委員会ということであります。これに関して何かご異議ご ざいませんか。 [「異議なし」という声あり]

**○委員長(大澤義和君)** ご異議ないようですので、決算審査特別委員会の設置及び運営方法 は、お手元の案のとおりと決定いたしました。

また、質疑通告書は9月5日水曜日の午後1時30分までに提出をお願いいたします。

続きまして、その他ですが何かございますか。事務局長、何かございますか。野平議会事務 局長。

**〇事務局長(野平 薫君)** それでは、その他ということで、2点ほどご報告させていただきます。

まずはじめに、郡町村議会議員自治研修会の開催ですが、これは栄町と酒々井町の議員を対象とした研修会で、今年度は酒々井町が事務局となっておる関係から酒々井町で実施をいたします。日程につきましては、11月8日木曜日、午後2時から予定しておりますのでよろしくお願いいたします。なお、講師等の詳細が決まり次第、議員の皆様にはお知らせいたします。これも例年、恒例なんですが、研修会終了後に懇親会を実施するよう予定しております。今年、事務局が酒々井町の関係で、富里の「翁」になる予定です。富里の「翁」、送迎のバスがあるので、それを酒々井町の役場のほうに向けてもらうような、いまのところ段取りで考えております。帰りも栄町まで「翁」のバスで送っていただくというようなことで考えておりますので、よろしくおねがいいたします。

それと、もう1点ですが、全員協議会の開催について、9月4日火曜日、午後1時30分から行います。これに関しましては、執行部から議事として8件ほど予定しているとのことでございます。

事務局からの報告については、以上でございます。

**〇委員長(大澤義和君)** ただいま事務局長より説明がございました全員協議会の開催につきましては、事務局長の説明のとおりといたします。ほかに何か質疑等ありましたら。よろしいですか。

[「なし」という声あり]

\_\_\_\_\_

# ◎ 閉 会

○委員長(大澤義和君) ないようですので、以上で議会運営委員会を閉会といたします。 午前10時26分 閉会

\_\_\_\_\_

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成30年9月4日

議会運営委員会委員長 大澤 義和